

# 答 申 書

平成14年10月28日付け広段工第70号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

## 2 異議申立ての趣旨

平成14年10月3日付け異議申立書の趣旨は、同年8月26日付けの「平成11年11月に8回行った清算金の説明会の8回分の市の発言を含む正確な議事録」の開示請求に対し、実施機関が、同年9月9日付け広島市指令段工第4号で公文書の不存在を通知をしたことの取消しを求めるといふものです。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書での異議申立人の主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 文書を作成する意思はありますか、ありませんか。
- (2) このような大切な証拠書類を、なぜ作成しないのですか。
- (3) この大切な証拠書類を、なぜ隠蔽するのですか。
- (4) 市民の発言のみ議事録を残し、もっとも重要な説明会主催側の答弁の議事録を残さない理由は何ですか。前代未聞の出来事です。
- (5) 今回の問題は、誰にでも簡単に分かる大型詐欺事件です。主催者側の答弁の議事録を作成しない行為は、隠蔽工作になります。
- (6) 自分達で答弁した議事録も作成しないで、事実関係の真実をどのような方法で確認されているのですか。会話で確認されているのですか。
- (7) この説明会で、「平均53万円/坪程度の金額は、買収価格であり、清算価格ではない。」と大嘘の答弁をして、市民を徹底して騙しています。広島市は、なぜ、説明会で市民を徹底して騙すのですか。
- (8) この説明会で、「清算金を平均100万円/坪と算出したとき、市役所は換地計画発表前まで、平均53万円/坪程度で清算すると説明していた真実を忘れていました。」と答弁しました。100万円/坪に上がることは当然のことです。換地計画発表を境に、100万円/坪が法律に合って適正であると、方針変更をしています。

極端に法律に合っておりません。極端に不適正です。このように重大なことを忘れ

るはずがありません。もし、本当に忘れていたのであれば、たとえ、どのような理由があるとしても、このような重大なことを忘れる方を配置していた市役所の責任は重大です。前代未聞のことです。大きな補償・賠償問題に発展することは明白です。

(9) 段原再開発部計画課長が、この8回の説明会の内容を録音しています。捨てていないはずで、今からでも遅くありません。市役所の答弁内容も含んだ議事録を作成してください。

(10) 8回の説明会の内の1回分は、ビデオで収録してあります。必要があれば、貸し出します。正しい方法の行政を行ってください。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書による主張は、次のとおりです。

(1) 本市は、議事録文書を作成しておらず、議事録文書は存在していないため、議事録の提出を求める申立人の主張には、理由がありません。

(2) その他、本件処分には、違法又は不当な点は認められません。

#### 5 審査会の判断

異議申立人は、以前にも、平成13年7月9日付けで「段原土地区画整理事業の平成11年11月に行った清算金についての8回の地元説明会の議事録」の開示請求をしています。

これに対する実施機関の部分開示決定に対しては、同年8月29日付けで異議を申し立てています。このときにも、異議申立人は、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと、正確な（要約ではなく、逐語的な）議事録が作成されていないことについてのみ主張しています。

これについて実施機関の諮問を受けた当審査会は、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと逐語的な議事録が作成されていないことについて審議し、実施機関の決定は妥当であるとの結論を、平成14年5月31日付け広情審第15号で答申（以下「前回答申」という。）しています。

前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とを比較しますと、以下の事実が認められます。

開示請求のあった公文書は、同じ種類のものです。

実施機関が説明した公文書に市側の発言が記されていない理由には変更がありません。

広島市情報公開条例は、平成14年10月3日に独立行政法人等に関する情報の取扱いの点で改正されましたが、本件公文書は、この改正とは関わりがありません。

異議申立人及び実施機関の主張には、変更がありません。

すなわち、前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とは、判断の前提となる諸要素が同じであるため、前回答申の審査会の判断理由の部分を全て引用して、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりです。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年10月29日	実施機関から、諮問第25号を受理
平成15年 1月20日 (第1回審査会)	審議